

保安行政の日々の変化に即応可能な法令集 7年ぶりの改訂版が遂に発刊!

三訂版

銃砲刀剣類所持等取締法 火薬類取締法・危険物 関係法令集

保安行政研究會 編集

●B6判 ●1,376頁 ●上製ビニールクロス装 ●定価3,960円(本体3,600円+税10%)

ISBN978-4-8090-1443-7 C3032 ￥3600E

改訂のポイント

- ◆クロスボウの所持の禁止と所持許可制の導入等を定めた「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」(令和3年6月16日法律第69号)を完全補正！その他登載法令についても最新の内容にアップデート！
 - ◆内容現在 令和4年4月1日（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則については令和4年4月14日現在）

**詳しくは
こちら！**



する。ただし、第五条の二（第一項第一号及び第四項第一号）と第六項第一項から第四項までを除く。）、及び第五条の二（第一項第三項第六項及び第七項から第四項までを除く。）の許可の基準に達しないもので第四項第一項第一号の規定によること。

獣銃の所持の許可を受けたる資格を有しないと認められる者は、は「能検定を受けた者」と定めることとする。

都道府県公安局委員会は、政令で定めるところにより、前項の能検定に合格した者に対し、合格証明書を交付しなければならない。

改正令三法六九】

〔準用後の第四条の二〕

第四条の二 技能検定を受けようとする者は、内閣府令で定めることにより、住所地の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に、次に掲げる事項を記載した技能検定申請書を提出しなければならない。

一 住所、氏名及び生年月日

二 銃砲等の所持の目的

三 獣銃等の所持の種類

四 その他内閣府令で定める事項

前項の技能検定申請書が第四条第一項第一号の規定による獣銃等は空氣銃又はクロスボウの所持の許可に係るものである場合には、当該技能検定申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

内容
見本

参考

(本条追加・昭四一法八〇、一・二項改正・
追加・旧三項を改正し四項に繰下・平一一

府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせる

は第七条の三第二項の規定による当該許可の更新を受けようとするものを受け講習者として、次に掲げる事項に関する必要な知識を修習するため講習会を開催するものとする。

一 狹銃及び空氣銃の所持に関する法令

二 狹銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い

3 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、講習修了証書を交付しなければならない。

前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合には、その旨を住所地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

前項に定めるもののはか、第一項の技能検定申請書内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

【準用後の第五条の第三項】

第五条の三 合格証明書の交付を受けた者は、当該合格証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該合格証明書が滅失し、若しくは盗み取られた場合は又は、その旨を住所地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て合格証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

〔参考〕 一・二項の改正令施行令二条

一・二項の施行規則三条二条

一・二項で準用する五条の第三項・第四項・施行規則二五一条
技能検定、技能講習及び射撃教習に関する講習一一条五ヶ条

〔獵銃の操作及び射撃の技能に関する講習〕

第五条の五 都道府県公安委員会は、政令で定めるところによつて、その管轄区域内に住所を有する者は、現に第四条第一項の規定による許可を受けて獵銃を所持している、当該種類の獵銃の操作及び射撃の技能に関する講習を、都道府県公安委員会は、政令で定めるところによつて、その課程を修了した者に対し、技説を受け、その課程を修了した者に対する交付しなければならない。

第五条の三第三項の規定は、前項の技能講習を受け、その課程を修了した者に対する交付を準用する。

法・火取法には
・罰則を登載

銃刀法には準用・読み替え後の条文を織り込んだほか、条文ごとに改正注記を追加

詳しい内容は、こちらまで

東京法金

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>

検索

銃刀法・火取法には
参考・罰則を登載

書
東京法令出版

現場の実務に直結した法令等を、最新の内容にて厳選収録!

目次

銃砲刀剣類所持等取締法関係

- 銃砲刀剣類所持等取締法
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則
- 指定射撃場の指定に関する内閣府令
- 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第4号に規定する政令で定める者が行なう推進の数を定める規則
- 猟銃の口径の長さの特例に関する規則
- 技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則
- 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則
- 猟銃安全指導委員規則
- 都道府県公安委員会が猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行なわせることができる者として指定する件
- 都道府県公安委員会が猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行わせることができる者を指定する件
- 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第2項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者を指定する件
- 銃砲刀剣類登録規則
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第2号の銃砲の範囲を定める命令
- 美術刀剣類製作承認規則
- 接收刀剣類の処理に関する法律
- 接收刀剣類の処理に関する法律施行規則
- 武器等製造法
- 武器等製造法施行令
- 武器等製造法施行規則
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令
- 環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則

戦後から現在までの銃砲刀剣類の取扱いに関する法令の変遷

火薬類取締法関係

- 火薬類取締法
- 火薬類取締法施行令
- 火薬類取締法施行規則
- 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令
- 火薬類の運搬に関する内閣府令
- 火薬類運送規則
- 火薬類を運搬する場合の包装等の基準
- 鉛業法(抄)
- 鉛山保安法(抄)
- 火薬類の取扱いに関する訓令(抄)

- 火薬類取締法施行規則第1条第2号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬を定める告示を定めた件
- 火薬類取締法施行規則第1条の4第3号の規定に基づく分岐管取付器の用途
- 火薬類取締法施行規則第1条の4第3号の規定に基づく分岐管取付器の構造等の技術上の基準
- 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示
- 火薬類取締法施行規則第1条の5第6号の規定に基づく緊急保安炎筒の内容
- 火薬類取締法施行規則第1条の5第7号及び第8号の規定に基づく模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具
- 火薬類取締法施行規則第1条の5第9号の規定に基づく内容物盗用防止装置付きかばん及び内容物盗用防止装置付きかばんに用いられる発煙火工品
- 火薬類取締法施行規則第1条の6第1項の規定に基づく無煙火薬2トンを爆薬1トンに換算して火薬類取締法施行規則第4条第1項第4号の表(い)を適用するための手続を定める告示
- 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示
- 火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号、第6号、第7号及び第18号並びに第5条の2第1項第3号及び第11号の規定に基づく火薬類の製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示
- 火薬類取締法施行規則第5条第1項第1号の3及び第19条第4項の規定に基づく可塑性爆薬に含める物質等を定める告示
- 火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく火薬類の容器包装の基準を定める告示
- 火薬類取締法施行規則第5条第1項第35号及び第84条第1項第9号の規定に基づき、16歳以上18歳未満の者が消費を行なうことができる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示
- 火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第15条の表に掲げるその他の火工品の数量
- 火薬類取締法施行規則第15条第2項の規定に基づく火薬庫外において貯蔵することのできる信号焰管
- 火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づくかん貝煙火貯蔵庫の隔壁の基準
- 火薬類取締法施行規則第23条第4項及び第7項の規定に基づくかん貝煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離
- 避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示
- 火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準
- 火薬類取締法施行規則第68条第1項の表の口に規定する製造所に係る製造保安責任者を丙種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもつてかえることができる場合に設置しなければならない施設の基準
- 火薬類運送規則第2条及び第4条の規定に基づく鉄道等により火薬類を運送する場合の包装の基準等を定める告示

危険物法令関係

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(抄)
- 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(抄)
- 放射性同位元素等の規制に関する法律(抄)
- 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(抄)

- 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令
- 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(抄)
- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(抄)
- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(抄)
- 特定物質の運搬の届出等に関する規則
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(抄)
- 届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則
- 消防法(抄)
- 危険物の規制に関する政令(抄)
- 危険物の規制に関する規則(抄)
- 高圧ガス保安法(抄)
- 高圧ガス保安法施行令(抄)
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(抄)
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(抄)
- 毒物及び劇物取締法(抄)
- 毒物及び劇物指定令
- 労働基準法(抄)
- 労働安全衛生法(抄)
- 労働安全衛生法施行令(抄)
- 労働安全衛生規則(抄)
- 建築基準法(抄)
- 建築基準法施行令(抄)
- 自衛隊法(抄)
- 自衛隊法施行令(抄)
- 電気事業法(抄)
- 電気設備に関する技術基準を定める省令(抄)
- 爆発物取締罰則
- 道路運送車両の保安基準(抄)
- 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(抄)
- 道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(抄)
- 旅客自動車運送事業運輸規則(抄)
- 鉄道営業法(抄)
- 鉄道運輸規程(抄)
- 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(抄)
- 航空法(抄)
- 航空法施行規則(抄)
- 船舶安全法(抄)
- 危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)
- 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(抄)

その他

- 行政手続法
- 行政手続法施行令
- 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則
- 行政不服審査法
- 行政事件訴訟法
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
- 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
- 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則
- 関税法(抄)
- 地方自治法(抄)
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(抄)

三訂版
銃砲刀剣類所持等取締法火薬類取締法・危険物関係法令集
定価 3,960円（本体3,600円+税10%）（コード10884）

申込

部

(送料はサービス)

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

(フリガナ)
お取扱者（自署）

(TEL) - - -)

お届け先

団体名

部署名

公用
 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役

*お客様の個人情報は、契約の履行及び関連商品の案内に利用します。

*本人の同意がある場合は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。

*利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することができます。

*本人からの個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。

*個人情報に関するご照会、お問い合わせ等は、弊社窓口（TEL026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp）までご連絡ください。

*お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo_horei



この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先 東京法令出版株式会社 受注センター

〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272 (携帯電話からもお申込みできます。)

団体コード	□納品済	□請求済	□領収済	入力印
得意先コード	□	□	□	□
在庫	ラベル	〒	チヨダ	□